

フードバンク事業にご協力ください

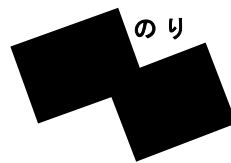


フードバンクとは

品質に問題がなくても、流通出来なくなった食品を企業や個人から寄付を受けて、生活にお困りの方へお渡しするものです。

～ご寄付いただきたい食料品～

- 常温保存ができて賞味期限が2ヵ月以上あるもの
- 未開封のもの
- 米・パックご飯・レトルト食品・カップ麺・乾麺
インスタント麺・缶詰・瓶詰・のり・ふりかけ等



～お受けできないもの～

- 生鮮食品（野菜や肉魚類）・冷蔵又は冷凍食品
- 開封されているもの
- アルコール類



※上記食品類は、お持ちいただいても受け取り出来ません。

ご理解・ご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ・受付】

社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会
地域福祉課生活支援係

〒965-0873 会津若松市追手町5番32号

TEL 0242-28-4030 Fax 0242-28-4039